

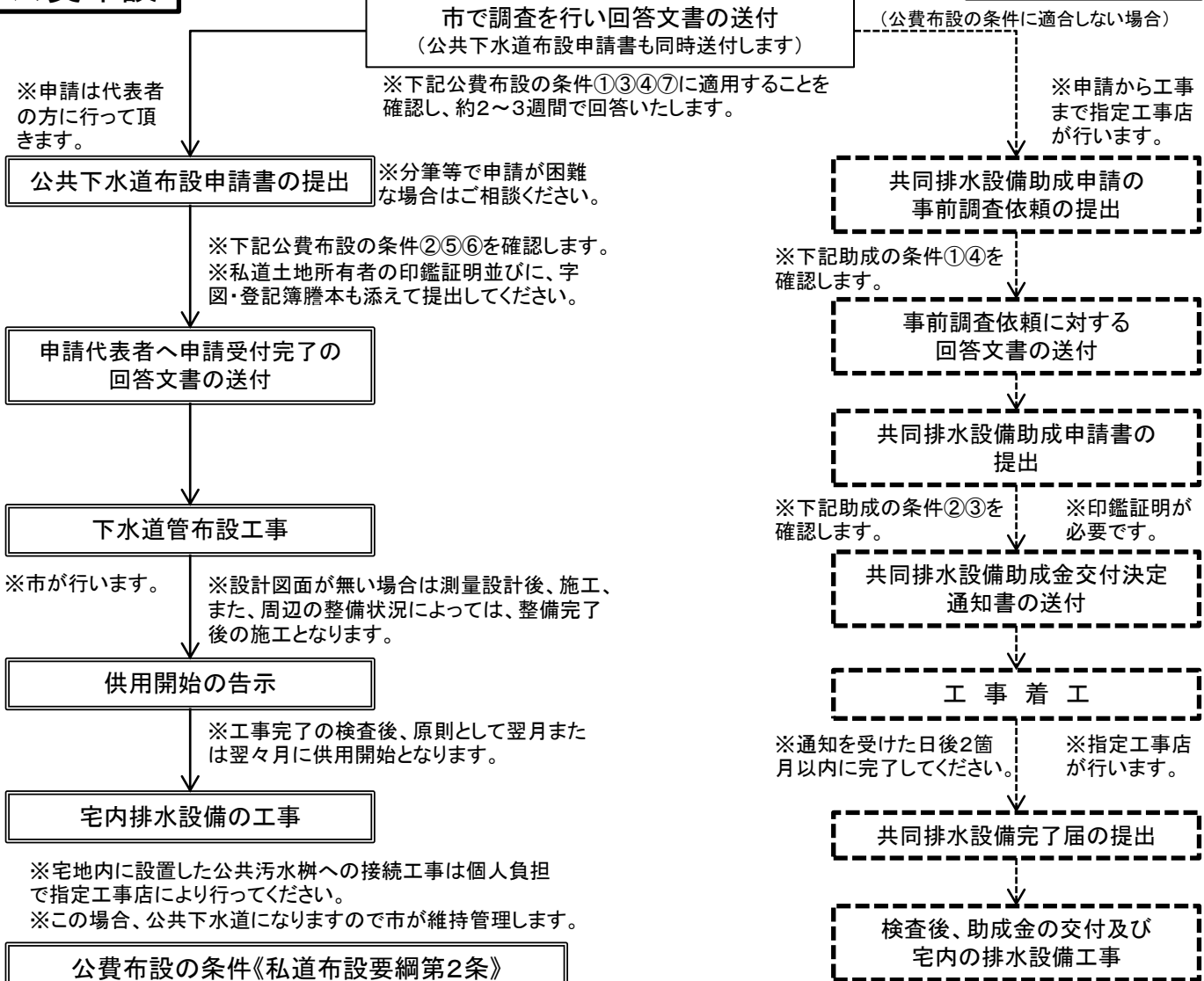
《 私道に下水道を布設したい場合 》

熊本市では私道に下水道を布設する場合の優先順位としまして、①公費布設②共同排水助成金の順で進めておりますので、まずはじめに代表者により、公共下水道布設事前調査依頼書を提出していただきます。
 なお、最初から共同排水助成金にて計画をされている場合は、事前にご相談ください。

公共下水道布設事前調査依頼書の提出
 (様式集よりダウンロードし、位置図を添えて提出して下さい)

公費布設

助成金制度



※申請は代表者の方に行ってください。

※下記公費布設の条件①③④⑦に適用することを
 確認し、約2~3週間で回答いたします。

※申請から工事
 まで指定工事店
 が行います。

※分筆等で申請が困難
 な場合はご相談ください。

※下記助成の条件①④を
 確認します。

※下記公費布設の条件②⑤⑥を確認します。
 ※私道土地所有者の印鑑証明並びに、字
 図・登記簿謄本も添えて提出してください。

※下記助成の条件②③を
 確認します。

※印鑑証明が
 必要です。

※市が行います。

※設計図面が無い場合は測量設計後、施工、
 また、周辺の整備状況によっては、整備完了
 後の施工となります。

※通知を受けた日後2箇
 月以内に完了してください。

※指定工事店
 が行います。

※宅地内に設置した公共汚水桝への接続工事は個人負担
 で指定工事店により行ってください。
 ※この場合、公共下水道になりますので市が維持管理します。

※個人負担で下水道を施工する場合の工事費の2/3を助成し
 ます。
 ※この場合、個人管となり、管の維持管理は個人で行うこと
 となります。

公費布設の条件《私道布設要綱第2条》

- ①私道の両端又は一端が、公共下水道が設置されている道路に接続されていること。
- ②私道の形態が明確かつ分筆され、地目が公衆用道路であること。
- ③公共下水道の布設及び維持管理において、家屋等への影響がない道路幅員を有すること。
- ④私道に面する土地が2筆以上あり、かつ1戸以上の建物が建てており、又は、建築予定であること。
- ⑤公共下水道の設置又は維持管理について、所有者及び占有者等全員が同意していること。
- ⑥公共下水道が存置する期間、無償で使用できるもの(権利を移転する場合にあっては同様とする。)であること。
- ⑦開発区域内道路にあっては、開発完了後3年を経過していること。

助成の条件《共同排水助成規則》

- ①当該私道に面した所有者の異なる家屋の2戸以上が共同して設置し、かつ、使用するもの
- ②共同排水設備の工事完了後当該共同排水設備を設置するものが速やかに水洗便所に改造するものであること。
- ③土地所有者が、当該共同排水設備の設置に同意しているもの。
- ④下水道受益者負担金及び市税を滞納していないもの。

※公費布設及び共同排水設備助成金制度の何れにも該当しない場合は、住民負担となります。